平成２４年（フ）第３４８号
佐賀県神埼市神埼町永歌1929番地２
破産者　中村　留美（旧姓今泉）
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
佐賀県鳥栖市蔵上２丁目103番地　ラフィーヌプラザ水町Ⅲ203
破産者　樋口　和子
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４６号
熊本県宇土市石小路町69番地
破産者　今村基美男
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７３号
熊本市北区清水亀井町10番35号　ルミエール清水101、前住所熊本市飛田１丁目15番11号
破産者　境　　春信
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９７号
熊本県上天草市大矢野町登立12597番地４
破産者　小幡　京子
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６号
北海道登別市桜木町１丁目14番地４、開始決定時の住所北海道登別市中央町２丁目３番地３
破産者　木幡　貞則
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
北海道登別市桜木町１丁目14番地４、開始決定時の住所北海道登別市中央町２丁目３番地３
破産者　木幡　スヱ
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
青森県八戸市大字尻内町字沢ノ田24番地１ヒーリングプレイスＡ101、前住所青森県八戸市大字長苗代字前田16番地　パストラルタウンＡ201
破産者　二ツ森美恵子
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
青森県八戸市大字尻内町字前河原35番地　ＪＲアパート１―208
破産者　大久保敬章
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
福島県会津若松市大戸町上雨屋414番地
破産者　星　さとみ
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
愛知県刈谷市恩田町２丁目156番地８
破産者　佐宗　大樹
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目１番23号
破産者　渡壁　　剛
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５１号
和歌山市井辺197番地の26
破産者　宮本　一美
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７０号
長崎県長崎市小菅町１番12号　サンヒル長崎３Ｄ
破産者　坂本　　隆
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲1809番地
破産者　中塚　義勝
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第４号
福岡県福岡市南区太平寺２丁目23番８号、申立時の住所大分県玖珠郡九重町大字右田2022番地の５
破産者　伊東　吉照
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字西里667番地５　ネクスコート池村303
破産者　島尻　明憲
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４８０号
埼玉県朝霞市本町３丁目６番21号
破産者　芳野　浩明
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
佐賀県伊万里市伊万里町甲541番地３
破産者　井神すみ子
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部